

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
1	基本協定書(案)	1							柱書	「乙」とは、落札者となった入札参加者の「代表企業」、「構成企業」全て、「協力企業」全て、を言い、これらの会社名すべてを記載する、という理解でよろしいでしょうか。（基本協定書の契約当事者に誰になるのか、を確認したい趣旨での質問です。）	ご理解のとおりです。
2	基本協定書(案)	2	2	(1)	(7)				構成企業	「構成企業」の定義上、「川崎市契約規則による競争入札参加資格名簿に登録されている者」という記載はありませんので、業務委託請負先でない「構成企業」は「川崎市契約規則による競争入札参加資格名簿の登録」は必須ではない、ということを確認させてください。	ご理解のとおりです。
3	基本協定書(案)	3	5	(3)					業務委託請負先でない構成企業	「業務委託請負先でない構成企業による事業予定者の議決権付株式の保有割合は50%を超えてはならない。」という記載があります。「業務委託請負先でない構成企業による事業予定者の議決権付株式の保有割合」とは以下①②のいずれの意味でしょうか。 ①当該構成企業1社当たりの議決権付株式の保有割合 ②当該構成企業全社の議決権付株式の保有割合	業務委託請負先ではない構成企業が保有する議決権の合計は議決権付株式全体の50%以下としてください。
4	基本協定書(案)	4	6	(2)					株式の譲渡	「特定事業契約に基づく協定書が甲と当該金融機関等との間で合理的に満足する内容にて締結されているとき」の「合理的に満足する内容」などの文言の意味内容が曖昧ですので、その内容をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	直接協定の締結時に協議します。
5	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	匿名組合出資を用いる場合は、匿名組合出資の譲渡に貴市の承諾（又は事前通知）は必要となりますでしょうか。	匿名組合出資については、様式8-3-4に匿名組合出資を事業の当初から用い又は事業期間中に用いる可能性があることが記載され、かつ匿名組合出資が完全無議決権株式による出資と同視できる実質を有し、本事業に悪影響を及ぼさないものと認められる限りにおいて、許容いたします。この場合、かかる匿名組合出資につき、出資者にて事前に大要別紙2の様式及び内容の誓約書を提出いただくことを含め、完全無議決権株式と同等に扱います。
6	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	上記のご照会に関連して、仮に貴市に対する一定の手続きが必要になる場合、匿名組合出資者を信託受託者とし、その背後の受益者が入れ替わるケースにおいては、当該手続きは不要となりますでしょうか。	匿名組合出資を信託財産とする信託については、様式8-3-4に匿名組合出資を信託財産とする信託を事業の当初から用いること又は事業期間中に用いる可能性があることが記載され、かつ匿名組合出資及び信託の受益権が完全無議決権株式による出資と同視できる実質を有し、本事業に悪影響を及ぼさないものと認められる限りにおいて、許容いたします。この場合、かかる信託の受益権につき、受託者及び受益者の双方にて事前に大要別紙2の様式及び内容の誓約書を提出いただくことを含め、完全無議決権株式と同等に扱います。
7	基本協定書(案)	4	6	(3)					株式の譲渡	匿名組合出資者は、基本協定（案）その他の契約・協定に加わる必要はないという理解で宜しいでしょうか。	匿名組合員は、様式8-3-4に匿名組合出資を事業の当初から用いることが記載され、かつ市がこれを許容する場合、完全無議決権株式に準じた位置づけとして、基本協定の当事者となっていただきます。また、匿名組合契約を用いる場合、匿名組合員に配分される利益はプロフィットシェアリング後の利益とする旨を基本協定及び事業契約において定めることとします。
8	基本協定書(案)	6	9	(1)					業務の委託・請負	一括請負又は委託が禁止されていますが、事業予定者が実施すべき業務、業務委託請負先一括して委託又は請け負わせてはならない業務の制限についてご教示下さい。	自主事業を除き一括請負又は委託はできません。
9	基本協定書(案)	6	9	(1)					業務の委託・請負	第9条各項の「各業務」は、いずれも特定事業に係る業務を意味し、自主事業に係る業務は含まない理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
10	基本協定書(案)	6	9	(3)					業務の委託・請負	業務委託請負契約の終了について承諾事項とされていますが、期間満了による業務委託請負契約の終了は含まない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	基本協定書(案)	6	9	(3)					業務の委託・請負	業務委託請負契約の終了について承諾事項とされていますが、当該承諾は不合理に拒絶又は遅延されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	基本協定書(案)	6	11	(1)	(1)				談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	構成企業又は協力企業が独禁法違反の場合等において、特定事業契約を締結しないとされていますが、同条が適用されるのは、「本事業の入札手続」に関する独禁法違反に限定されるということでしょうか。また、同条が適用される期間は「本事業の入札手続」期間中に限定され、開札され落札者が決定された場合は同条が適用されないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、入札手続に関して第1項各号のいずれかに該当した場合、実際に該当することとなった時点の間はず本条は適用され、入札手続完了後も、市における特定事業契約の解除権や構成企業及び協力企業における賠償金の支払義務は存続する点にご留意ください。
13	基本協定書(案)	6	11	(1)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	第一文に「乙の構成企業又は協力企業が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは」とありますが、各号の記載は本事業に限定されないようにも読めます。本条項の各号は、あくまでも本事業の入札手続に直接関係するもののみが対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	基本協定書(案)	8	11	(2)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	違約金の支払いに関して、「乙の構成企業及び協力企業が本基本協定を履行した後も同様とする。」とありますが、かかる事由の場合まで、違約金が発生し、また、同条5項により構成企業及び協力企業に連帯債務が発生する理由についてご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	基本協定書（案）第11条第2項や第5項の規定を設けることにより、第1項各号に該当する事由の発生を可及的に防止し、入札手続の公正を確保するためです。
15	基本協定書(案)	8	11	(3)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	貴市の他PFI案件の基本協定の定めと比較すると違約金の額が過大となっています。内閣府「契約に関するガイドライン」、国交省「PFI事業における事業契約書例」を踏まえた違約金の額への見直しをご検討ください。	原文のとおりとします。
16	基本協定書(案)	8	11	(5)					談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等	同条に違反した場合に、乙の構成企業及び協力企業が連帯して貴市に賠償金を支払わなければならない理由をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	No14をご参照ください。
17	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不調の場合の処理	「乙の責めに帰すべき事由」で契約できない場合につき具体的想定されている事項があればご教示下さい。	現時点では具体的な想定はありません。

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所						項目名	質問内容	回答
			第1条	1	(1)	別紙1	1	(1)			
18	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不良の場合の処理	<p>・「乙の責めに帰すべき事由により特定事業契約が締結に至らなかった場合は乙が違約金を支払う」定めとなっています。同様に「甲の責めに帰すべき事由により特定事業契約が締結に至らなかった場合は甲が違約金を支払う」旨も定めて頂きたいと存じます。</p> <p>・議会議決が下りず「特定事業契約が締結に至らなかった場合」は甲に帰責性がある場合という認識です。</p>	原文のとおりとします。
19	基本協定書(案)	10	14	(2)					特定事業契約不良の場合の処理	同条に違反した場合に、乙の構成企業及び協力企業が連帯して貴市に賠償金を支払わなければならない理由をご教示ください。若しくは、貴市との間の個別対話等で協議させていただければ幸いです。	No14をご参照ください。
20	基本協定書(案)	10	15						本事業終了後の代表企業の責任	念のためですが、第15条は、事業予定者を解散等によって消滅させる場合の規定であり、事業予定者が存続する限りにおいては適用されない理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	基本協定書(案)	10	15						本事業終了後の代表企業の責任	事業期間終了後、事業予定者が貴市に対する事業契約上の債務を完済した後に事業予定者を解散させることは可能である理解です。そのため、第15条は、事業契約上の債務を完済した日以降は適用されないことを明記して頂きますでしょうか。	解散等を行うとする時点において「特定事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務」があることを前提とする規定であり、ご質問のように特定事業契約上の債務を完済した後には、適用のない規定です。
22	基本協定書(案)	11	16	(2)	(2)				本基本協定に関する情報の開示先	開示可能な先として「当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して」となっていますが、社内手続きの関係上、開示可能な先は、「当該情報を知る必要のある甲又は乙及び乙の関係会社」の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して」に修正頂きたいと存じます。	ご意見を踏まえ、基本協定書（案）を修正しました。修正後の基本協定書（案）をご参照ください。
23	基本協定書(案)	11	16	(2)					本基本協定に関する情報の開示先	「前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる」という記載がありますが、ここでいう「乙」とは「乙の代表企業及び乙を構成する構成員及び乙を構成する協力企業」という理解です。（以下、本項の「乙」は同じ意味の理解です。）	「乙」とは、基本協定書に定めるとおり、落札者として基本協定書の当事者となった代表企業、構成企業及び協力企業をいいます。
24	基本協定書(案)	19					別紙 2	1-3	誓約書	匿名組合出資を用いる場合、当該誓約書と類似する内容の誓約書の提出は必要となりますでしょうか。	No5をご参照ください。